

身体拘束等の適正化のための指針

身体拘束の適正化のための指針

1.基本指針

(1)身体拘束の原則禁止

(2)やむを得ず、身体拘束を行う場合

「切迫性」

「非代替性」

「一時性」

(3)日常ケアにおける留意事項

2.身体的拘束適正化検討委員会の設置

(1)身体的拘束適正化検討について

①設置目的

②委員会の構成

③身体的拘束適正化検討委員会の開催

④身体拘束適正化のための職員研修

3.訪問看護で発生した身体的拘束等の報告方法等

4.身体拘束等発生時の対応

(1)やむを得ず身体拘束を行う場合

①カンファレンスの実施

②利用者本人や家族に対しての説明

③記録と再検討

④拘束の解除

5.利用者等に対する当該指針の閲覧

身体拘束の適正化のための指針

当ステーションは、身体拘束防止のための指針を以下のように定める。

1. 基本指針

(1) 身体拘束の原則禁止

当ステーションにおいては、原則として、身体拘束及びその他の行動制限を禁止する。

(2) やむを得ず、身体拘束を行う場合

本人の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は身体拘束適正化委員会を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、「切迫性」「非代替性」「一時性」の3要件の全てを満たした場合はのみ、本人又は家族への説明同意を得て行う。また身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録を行いできるだけ早期に拘束を解除すべく努力する。

「切迫性」

利用者の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。「切迫性」を判断する場合には、身体拘束を行うことにより、利用者の日常生活等に与える影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行う事が必要となるまで、利用者の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高い事を確認する必要がある。

「非代替性」

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替するケアの方法がないこと。「非代替性」を判断する場合には、いかなる場合でも、まずは身体拘束を行わずにケアするすべての方法の可能性を検討し、利用者当の生命又は身体を保護するという観点からほかに代替手法が存在しないことを複数の職員で確認する必要がある。また、拘束の方法も、利用者の状態像等に応じて最も制限の少ない方法を選択しなければならない。

「一時性」

身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。「一時性」を判断する場合には、利用者の状態等に応じて必要な最も短い時間を想定する必要がある。

(3) 日常ケアにおける留意事項

身体拘束を行う必要性を生じさせないため、日常的に以下のことに取り組む

- 利用者主体の行動・尊厳ある看護・リハに努める。
- 言葉や応対等で利用者の精神的な自由を妨げないよう努める。
- 利用者の思いをくみとり、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応を行う。
- 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由(身体的・精神的)を安易に妨げるような行動はしない。
- 万一やむを得ず安全確保を優先する場合、身体的拘束適正化検討委員会において検討をする。
- 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者主体の看護に努める。

2. 身体的拘束適正化検討委員会の設置

(1) 身体的拘束適正化検討について

当ステーションでは、身体拘束廃止及び適正化に向けた取り組みをすることを目的に、身体的拘束適正化委員会(以下「委員会」)を設置する。

①設置目的

- ステーション内での身体拘束廃止及び適正化に向けた現状把握及び改善についての検討
- 身体拘束を実施せざる得ない場合の検討及び手続き
- 身体拘束を実施した場合の解除の検討
- 身体拘束廃止に関する職員全員への指導

②委員会の構成

委員会の委員は最低 3 名以上選出する。なお委員は他委員会と兼務でもよい。

③身体的拘束適正化検討委員会の開催

当ステーションでは、少なくとも年に2回開催し、それ以外の開催は必要に応じて開催する。

数時間以内に身体拘束を要する場合等、緊急性と生命保持の観点から委員会を開催できない場合は、複数意見の確認により、各職員の意見を盛り込み検討する。

④身体拘束適正化のための職員研修

訪問看護に関わる全ての職員に対して、身体的拘束等の適正化に向け、利用者の人権を尊重したケアの励行を進めるとともに、身体的拘束等の適正化の基礎的内容や適切な知識を普及・啓発することを目的に本研修を実施する。

研修は少なくとも年1回以上実施し、研修資料を保存する。

3.訪問看護で発生した身体的拘束等の報告方法等

1)身体的拘束等を行う場合には、下記の手続きに基づき利用者及び利用者家族に速やかに説明し、報告を行うこと。

- カンファレンスの実施
- 利用者本人や家族への説明
- 記録と再検討
- 速やかな拘束解除の検討

2)他の職員等による適切な手続きに依らない身体的拘束等を確認した場合、具体的な状況、時刻等を確認したうえで上席者に報告を行うこと。当該報告を受けた上席者は、身体的拘束を実施したと思われる職員に聴き取りを行い実態の把握に努める。不要な身体的拘束の事実が発覚した場合は速やかに利用者及び利用者家族への謝罪を行い、市町村等の高齢者虐待対応窓口への報告を行うこと。

3)業務上又は職務上関係のある団体及び者については、身体拘束等を含む虐待の早期発見及び行政施策への協力の努力義務、虐待発見者の通報義務が規定されている。

発見者は市町村等の高齢者虐待対応窓口へ通報し、緊急性の判断、事実確認に協力する。虐待の事実があった場合、その後の対応について協力する。

4.身体拘束等発生時の対応

(1)やむを得ず身体拘束を行う場合

・利用者の生命又は身体を保護する為の措置として緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施する。

①カンファレンスの実施

緊急やむを得ない状況になった場合、身体的拘束適正化検討委員会で、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を

行うことを選択する前に①切迫性②非代替性③一時性の3要素の全てを満たしているかどうかについて検討・確認する。

要件を検討・確認した上で身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し本人・家族に対する説明書を作成する。また、廃止に向けた取り組みや改善の検討会を早急に行い実施に努める。

②利用者本人や家族に対しての説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間または、時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努める。

身体拘束の同意期限を越え、なお拘束を必要とする場合については、事前に契約者・家族等と行っている内容と方向性、利用者の状態などを確認、説明をし、同意を得たうえで実施する。

③記録と再検討

法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、その様子や心身の状況・やむを得なかった理由などを記録する。身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を随時検討する。

その記録は5年間保存し、行政担当部局の指導監査が行われる際に提示できるようにする。

④拘束の解除

③の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除する。その場合は、本人、家族に報告を行う。

なお、一旦、その時の状況から試行的に身体拘束を中止し必要性を確認する場合があるが、再度、数日以内に同様の対応で身体拘束による対応が必要となった場合、家族に連絡し、経過報告を実施するとともに、その了承のもと同意書の再手続きなく生命保持の観点から同様の対応を実施する。

<介護保険指定基準において、身体拘束禁止の対象となる具体的な行為>

- ・徘徊しないように、車椅子やイス、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- ・転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- ・自分で降りられないように、ベッド柵(サイドレール)で囲む
- ・点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひもで縛る
- ・点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける
- ・車椅子、イスからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子、テーブルをつける
- ・立ち上がる能力のある人に対し、立ち上がりを妨げるような椅子を使用する
- ・脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる
- ・他人への迷惑行為を防ぐ為に、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る
- ・行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- ・自分の意思で開けることができない居室等に隔離する

5.利用者等に対する当該指針の閲覧

本指針は、利用者又は家族等関係者からの求めに応じて、閲覧に供するものとする。
当ステーションでは、電磁的記録としてホームページに掲載し、公表することとする。

附則 令和6年4月1日施行